

三重県自動車販売健康保険組合の
加入者のみなさまへ

令和6年度特定健診案内

生活習慣病の増加をくい止めるために、「特定健康診査(特定健診)」を実施しています。
生活習慣病は生活習慣の改善で予防・解消できます。

当健康保険組合では、毎年、「特定健診」を受診していただくよう、対象者の皆様に令和6年度の特定健診受診券(セット券)を配布しています。下記を参考に、必ず「特定健診」を受診してください。

なお、令和6年度の特定保健指導につきましては、特定健診の結果に基づき、保健指導対象となる方については、当日受診機関(集合契約 A)で保健指導が自己負担無しで受けられる場合があります。【「(集合契約 A)令和6年度 特定健診実施機関一覧表」に○印で記載】

《特定健診の対象者》

- ① 当健康保険組合の被扶養者（任意継続被保険者及びその被扶養者を含む）
- ② 対象年齢は、40歳から74歳の方。

《特定健診をお受けになる際の注意点》

- ① 送付しました「受診券(セット券)」の確認をお願いします。
 - ・名前に間違いはありませんか。
 - ・受診券(セット券)の「有効期限」内に必ず受診してください。
(有効期限以降は受けられません。)
 - ・受診券(セット券)については、切り取り線で切り離したうえ、二つ折りにして健診実施機関に提示してください。
 - ・必ず郵便番号・住所を記入してください。
 - ・受診日において、当健康保険組合の組合員でない方は、受診できません。
- ② 受診予約について
 - ・同封の「(集合契約 A) 令和6年度 特定健診実施機関一覧表」及び当組合のホームページ掲載の「(集合契約 B) 令和6年度 特定健診実施機関一覧表」により、ご自身で健診実施機関に電話によりお問い合わせください。なお、A、Bの両方に記載された健診実施機関については、集合契約 Aでの受診をお願いします。
(Bの健診実施機関名に※印がある健診実施機関)

《自己負担額》

- ・特定健診(基本項目・詳細項目)に関する自己負担額は、下記のとおりです。
なお、集合契約 A 実施機関での自己負担は、1,000円です。
(残りは、当健康保険組合が、負担します。)

自己負担額(基本項目) (基本項目)	集合契約 A 実施機関 集合契約 B 実施機関	7,150円で、 9,140円で、	1,000円 2,990円
-----------------------	----------------------------	----------------------	------------------

- ① 当日は何も食べずに受診してください。
 - ・砂糖入りの飲み物やジュース等も口にしないでください。
 - ・午前中に受診の方は、前日の夕食後は何も飲食しないでください。
 - ・午後に受診の方は、当日の朝食と昼食を食べないでください。
- ② 当日持参いただくもの
 - ・「受診券(セット券)」
 - ・「健康保険証」
 - ・「特定健康診査(質問票)」

《その他》

- ・三重県以外の健診実施機関の受診を希望される場合は、恐れ入りますが当健康保険組合までお問い合わせください。
- ・当健康保険組合の実施している生活習慣病健診及び人間ドック、共同巡回健診（婦人健診）を受診される方は、重複することになりますので、今回の特定健診は受診できません。
- ・当健康保険組合を脱退される場合は、「受診券(セット券)」と「健康保険証」を併せて、当健康保険組合へ返却してください。
- ・パート勤務先等で別途健康診断を受診された方は、特定健診項目(質問票含む)結果を当健康保険組合へ提供いただけようご協力をお願いいたします。
また、提供していただける場合は、ご連絡ください。
- ・共同巡回健診のご案内は、7月上旬頃に送付する予定です。

《集合契約 A 実施機関・B 実施機関とは》

- ・集合契約 A 実施機関
「健康保険組合連合会」と「日本人間ドック学会などの健診団体」の契約に参加する健診実施機関で、保健指導も受けられます。
- ・集合契約 B 実施機関(三重県内の機関)
「県代表保険者」と「三重県医師会など」の契約に参加する健診実施機関
検査内容は同じですが、契約金額が県によって A 実施機関とは相違します。
- ・集合契約 B 実施機関(三重県の場合)の一覧表については、当組合のホームページ(「お知らせ」)に掲載しております。

<http://www.mj-kenpo.or.jp>

三重県自動車販売健康保険組合

所在地 津市雲出長常町字六ノ割 1190-1

電話番号 Tel 059-234-8420

まで、お願ひいたします。